

全建事発第 007 号

平成 31 年 4 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

[公 印 省 略]

### 建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省から本会に対し、建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知がありました。

改元日前までに作成した建設業許可等に係る文書等について、「平成」（「平成」を意味するものを含む。以下同じ。）を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものとなります。例えば、改元前に発行された許可通知書等について「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものとなります。

（例：許可の有効期間 平成 31 年 4 月 26 日から平成 36 年 4 月 25 日まで）

改元日以降に作成する建設業許可等に係る文書等について、元号を用いて改元日以降の年を表示するときは、「令和」（「令和」を意味するものを含む。以下同じ。）で表示するものとなります。ただし、「平成」の表示が残る場合であっても当該表示は有効とし、混乱を避けるため、必要に応じ、訂正印や手書きによる訂正等を行うものとなります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴協会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部 木下

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp